

令和5年度申告について

令和5年の市民税・県民税の出張受付は行いません 申告書の提出は、原則、郵送でお願いいたします

例年1月下旬から2月上旬にかけて市民税・県民税の申告の出張受付を市内各所（きららホール、神津交流センター、南センター、野間笠松センター及び産業振興センター）で行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年より行っておりません。

申告書の郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

【 申告書の書き方が分からない場合 】

下記を郵送いただくことで、出張受付で行っていた申告書作成補助と同様に、職員が申告書を作成します。

- ・ 令和5年度市民税・県民税申告書（伊丹市 HP よりダウンロード）
 - ・ 申告書作成提出依頼書（伊丹市 HP よりダウンロード）
 - ・ 源泉徴収票
 - ・ 控除を受けるための支払い証明書 など申告に必要な添付資料
- （ ※必要な添付書類の詳細は「申告書作成提出依頼書」を確認してください。 ）

なお、伊丹市役所2階の市民税課での受付は行いますが、混雑回避のため、申告書作成補助は行わず、「申告書作成依頼書」の記入と「添付資料の提出」の受付のみとなります。

昨年3月末までに市・県民税の申告を行っている方には、1月下旬に市民税課より「申告書」と「申告書作成依頼書」を送付しますのでご利用ください。

【 令和4年の収入がない場合 】

収入がなくても、保育料の算定や健康保険税（料）の決定、公営住宅の入居等のために課税証明書の取得が必要という方は申告が必要となります。

令和4年の収入がない方で今年度上記の事由がない場合は申告書を提出する必要はありません。